死 亡 届

熊本県知事 様

年 月 日

下記のとおり死亡しましたので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第8条、第41条、第46条、第50条、第54条、第63条、第70条、附則第5条の規定により、届出をし、書類を返還します。

_	ふりがな					死亡し 被爆者。		
届	氏 名					続柄		
出	居住地	〒 居住地						
1	冶 住地	電話番号(自宅)	(携帯)					
	ふりがな				手帳番岩			
死亡	氏 名				番号)又(者証番号			
亡し	死亡の際の 居住地							
た	死亡年月日			年	J	1	日	
被爆	手当受給の 有無	□ 有 □ □ 医療特別手 □ 健康管理手			リ手当 単手当		原子爆弾小頭症 介護手当	
者	厚生労働大臣 の認定	□ 有 □ (認定番号 :	無)			
	返還する書	(返還できない場合は、その理由)						
□被炒	暴者健康手帳							
□ 手当証書(手当受給者)								
□ 厚生労働大臣の認定書 (厚生労働大臣の認定が「有」のとき)								
□ 第一種健康診断受診者証 □ 第二種健康診断受診者証								

添付書類: 死亡を証する書類(葬祭料支給申請書に添付してある場合は省略できます。)

注意: この申請書は、居住地を管轄する保健所(居住地が熊本市の場合は県庁健康づくり推

進課)に提出してください。